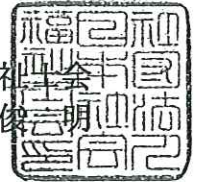


日社福士2008-608
2009年2月26日

厚生労働大臣 舛添要一 様

社団法人 日本社会福祉士会
会 長 村 尾 俊 明



経済不況に伴う生活困窮者等の増加への対策について（要望）

2008年の後半から、我が国も100年ぶりといわれる急激な経済不況に見舞われ、近時では派遣労働者や期間雇用労働者等に対する契約解除や雇い止め、就職内定者の取消しなどのほか、雇用のミスマッチなどもあり厳しい雇用状況が生じて大きな社会問題となってきました。このような経済不況に伴う現象は今後ともかなり長期に亘って続くものと予想されていますことから、次第に生活困窮に陥る者が漸増し、場合によっては住まいの喪失などからホームレス状態になる者の増大も予想されます。

このような予期しない形での離職等は人生の大きな転換でもあり、これからの生活設計を描くことに細やかな支援が必要な人も多く存在します。これらの者に対して国、地方自治体が取組んでいる緊急対策が有効に活用されるためには、これら対策の情報を集約し、離職労働者等の一人ひとりの生活課題に結びつけ解決を図っていくことが効果的であると考えられます。

日本社会福祉士会（以下、「本会」という。）では、かねてより全国の都道府県社会福祉士会（以下、「本会支部」という。）において、就労困難者への就労支援やホームレス等生活困窮にある者への支援などを積極的に行って来ています。本会及び本会支部では今後とも国が所管する関係部門や都道府県関係部門と密接な連携を取らして頂きこれらの事業をさらに活性化していく所存です。

つきましては、以上の点を踏まえて経済不況に伴う生活困窮者の増への対策強化について次のことを要望致します。

1. 派遣切り等による生活困窮者への支援施策の推進

これまで本会では、本会支部と連携して生活困窮者等の支援の取り組みを進めてきましたが、特にホームレス状態にある方々に対しては、現在12の本会支部においてホームレス支援に関する委員会を設置し、巡回相談事業、拠点型相談所を設置しての相談事業、住宅への入居支援事業、路上生活脱却後のアフターケア、全国ホームレス実態調査への協力、ホームレス支援の啓発を目的とした研修会等の開催などに取組んでいます。

本会は、これまでの活動実績にもとづき、引続きホームレス自立支援施策等の推進について取組む所存でありますので、特に、派遣切り労働者等から要請の強い訓練手当つきの職業訓練、借り上げアパートの設置などの充実について取組んで下さい。

2. 総合相談等窓口の開設

国や各地方自治体等におかれましては、経済不況に伴う離職者等にたいして雇用保険の適用のほか職域拡大や就労支援、職業訓練などを行うほか、生活の拠点となる住宅の

確保や生活保護法の適用などに取組まれているところであり、さらなる支援策の充実を期待しています。

これらの人びとに対するさらなる支援策の充実のためには、公的機関等において総合相談等窓口を設置し、住宅、就労問題や、生活資金の貸し付け、生活保護制度の活用などについて専門相談につなぐワンストップの相談体制を整備して取組む必要があると思われまます。

すでに一部の都道府県におかれては、「緊急求職者サポートセンター」の設置や相談マネージャーの配置による生活専門相談を実施する予定もありますので、これらの取組との関連の対策を早急に取り組んで下さい。

なお、派遣切り等による生活困窮者への支援については、別添1のとおり本会支部において既に取り組みが開始されているところです。また、本会は、別添2のとおり全国の本会支部にたいして「住居及び就労不安定者支援担当者」の設置を呼びかけていますので、今後設置が進むと思われまます「総合相談等窓口」や「緊急求職者サポートセンター」などのほか、「地域包括支援センター」等との円滑な連携の強化を図ってまいる所存でございます。

3. 総合相談等窓口に住生活相談員（社会福祉士）の配置

個々人の問題に対応するためには、総合相談等窓口において一人ひとりのニーズの把握とそれらのアセスメントに基づいて、必要な住宅相談、職業相談、生活相談などの専門相談につなぐコーディネートの役割が特に重要となります。総合相談等窓口などにおけるコーディネートの担当者や生活相談専門相談員として社会福祉士を配置して活用して下さい。

また、様々なニーズを身近な地域で受止めるためには、平成18年4月から発足して現在全国に約4千カ所設置されて社会福祉士等の福祉専門職が配置されている「地域包括支援センター」の相談機能が強化され活動の活性化が進むことが有効と思われまますことから、社会福祉士等の専門職を増員して取組むことについてもご配意下さい。

以上

別添1

1. 派遣切り等への各都道府県支部の取り組み

| | |
|----|--|
| 埼玉 | 「埼玉県緊急求職者サポートセンター」の専門相談員派遣等事業の一部を受託。 |
| 千葉 | 「非正規雇用労働者の生活保障を求める声明文」を発表。 |
| 富山 | 自治体等の公表した住宅や臨時採用に関する情報の提供。 |
| 兵庫 | 市民向けの講演会の開催や尼崎市に所要の施策対応を要請。 |
| 広島 | 夜まわり活動や入浴サービスの場を通じて「派遣切り」の人たちを含む貧困問題への相談活動を実施。また、「派遣切り等」を内容とした講演を開催。 |

2. 派遣切り等への各都道府県支部の今後の取り組み予定

| | |
|-----|--|
| 神奈川 | 講演で「派遣切り等」の内容の講演を予定。 |
| 富山 | 駅商店街の組合と相談し、支援方法を模索中。 |
| 福井 | 市民向けの公開セミナーを開催予定。 |
| 兵庫 | アウトリーチ活動やソーシャルアクション活動、専門人材養成を中心とした、「派遣切り」等の雇用問題を含む貧困問題に取り組む予定。 また、兵庫県弁護士会人権擁護委員会ホームレス部会と当支部ホームレス支援委員会との協働活動を行うための協議の場を設ける予定 |
| 広島 | 「ホームレス自立支援連絡協議会」を県社協と共催し、市民団体、福祉事務所、県警、弁護士会、看護協会、精神保健福祉士協会、医療社会事業協会などと県内の活動の情報交換し、公私の連携を模索中。また、食事会、健康生活相談会の実施を予定。 |
| 大分 | 相談会を開催予定。 |

3. ホームレス支援の各都道府県支部の取り組み

| | |
|-----|---|
| 青森 | 巡回相談活動、市内関連団体等との打合せ、会員の定例打合せの実施。 |
| 埼玉 | 巡回相談事業、元ホームレス自立支援事業を実施。 |
| 東京 | アウトリーチ、ホームレス拠点相談を実施。 |
| 神奈川 | ホームレス自立支援事業を実施。 |
| 愛知 | 住宅困難者入居支援事業を実施。 |
| 大阪 | 巡回相談活動、実態調査、家族知人等への連絡支援、福祉援助施策の周知並びに紹介、各関係機関への連絡及び自立支援センター等への入所斡旋を実施。 |
| 兵庫 | 市民向け講座、会員向け研修会、巡回相談活動、支援活動手引の作成、実態調査、他の支援団体等が実施する事業・活動への参画・協働・協力、「ホームレス自立支援連絡協議会」への委員派遣などを実施。 |
| 広島 | 入浴サービス、夜まわり（夜間定期巡回）、自立支援基金、市民向け講座、関連機関との連絡会、当事者交流会などを実施。 |
| 福岡 | 元ホームレス自立支援個別援助事業、全国ホームレス実態調査、「ホームレス自立支援推進協議会」への委員の派遣、サロン活動、啓発研修などを実施。 |
| 大分 | ホームレス支援の勉強会を定期的に開催。 |
| 熊本 | 支援団体への協力。 |
| 鹿児島 | 巡回相談活動を実施。 |

以上

日社福士2008-607

2009年2月26日

支部長各位

(社) 日本社会福祉士会 会長 村尾俊明
低所得者支援委員会 委員長 栗林孝得

「住居および就労不安定者支援担当者」設置の呼びかけ

低所得者支援委員会ホームレス支援委員会（以下「本委員会」という）では、全都道府県支部を対象にホームレス支援の取り組みに関する調査を実施したところです。

調査の結果から、ホームレス支援への取り組みを行っている支部が14支部、ホームレス支援に関する委員会を設置している支部が12支部、ホームレス支援事業を行政より受託している支部が8支部にのぼっています。（詳細は別紙3を参照ください）

ホームレス自立支援法の定義では、ホームレスを公共施設等で寝泊りをしている人々と限定されておりますが、本委員会では支援対象者を、安定した住居を持たない、いわゆる「ネットカフェ難民」等、ホームレスに至る恐れの高い人達も含めるべきと考えております。また、昨今の経済不況により、派遣労働者や期間雇用労働者に対する契約解除や雇い止め等により、今後さらにホームレスや難民が増加することが予想されます。

このような現状を踏まえ、「住居や就労が不安定」な人々を包括的に支援するため、全都道府県支部での住居および不安定就労者支援に取り組む手始めとして、支部における「住居および不安定就労者支援担当者」を決めていただき、①担当者を中心に地域の住居および就労不安定者の支援の検討・実施、②本委員会との連絡窓口、などの役割を担っていただきたく考えております。

ご多忙中、恐縮ですがご検討のうえ、住居および就労不安定者支援担当者を決め、別紙2で届けていただきたくお願いいたします。

<添付>

別紙1 「住居および就労不安定者支援担当者」設置呼びかけの趣旨

別紙2 「住居および就労不安定者支援担当者」届出文書（略）

別紙3 「ホームレス支援に関するアンケート」集計結果（略）

※1 「ホームレス支援に関するアンケート」集計データ（略）

別紙4 ホームレスの実態に関する調査、分析（速報版）（略）

※2 ホームレスの実態に関連するデータ参照（略）

以上

「住居および就労不安定者支援担当者」設置呼びかけの趣旨

1. ホームレスの実態と各都道府県支部の活動

平成14年に成立した「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」（以下「自立支援法」）に基づいて、翌年に厚生労働省および国土交通省により告示された「ホームレスの自立の支援に関する基本方針」（以下「15年基本方針」）により、ホームレスの自立支援について社会福祉士および社会福祉士会に対する役割および期待が明示されました。

これを受け、行政の委託や独自の活動でホームレス自立支援活動を行ってきた都道府県支部（以下「支部」）では、初めての全国調査であった平成15年よりも全国のホームレス数が減少しましたが、その一方で、全都道府県でホームレスが確認されています。（国が行った平成19年のホームレス全国調査「生活実態調査及び概数調査」および平成20年の概数調査）

また、日本社会福祉士会低所得者支援委員会（ホームレス支援委員会）（以下「本委員会」）としては、15年基本方針および平成20年に告示された「ホームレスの自立に関する基本方針」（以下「20年基本方針」）に沿って、先進的な支部の経験に学びながら全国の支部や会員に向けたホームレス支援に関する研修会の開催や支部での実践がこうした結果に至ったと考えています。

2. 日本社会福祉士会における活動の今後

自立支援法では、ホームレスを「都市公園、河川敷、駅舎等、公共施設に故なく起居する者」と定義しておりますが、19年に行われた生活実態調査では、上記の4類型についてそれぞれ調査（サンプリング）を行い、ホームレスに至るまでの経緯が明らかとなっております。ホームレスになる理由としては、解雇による住居の喪失、借金問題、家族問題、健康問題等、課題は多岐にわたっております。

本委員会の委員が関わってきたホームレスの方の中に「死ぬ（自殺する）根性がないからホームレスをやっている」と話す方も多くいることから、どうしていいか分からず彷徨っている人達も各地域に潜在化する形で多く存在するのではないかと予測しています。現に都市部では、「ネットカフェ難民」と呼ばれる人達が多く存在します。こうしたことから本委員会では、「ホームレスになる前の支援も重要」との結論に達しました。そこで支援対象者の呼び方も「住居および就労不安定者」としました。

ホームレス数が少ない支部でも「格差社会」や「派遣切り」に代表される昨今の社会状況が、多くの「難民」や「ホームレス」という形で社会的弱者を更に生み出しかねず、ソーシャルワークの需要は更に高まることが予想されます。

本委員会では、全国調査での各都道府県での数値と今回の各支部へのアンケート結果の状況から、これまでの一部の支部や会員レベルにとどまっていた住居および就労不安定者支援を全国の支部で組織的に展開することを目指し、そのための体制を全国的に整えたいと考えています。

3. 「住居および就労不安定者支援担当者」設置の呼びかけ

本委員会は、各支部にて、何らかの形で住居および就労不安定者支援に取り組んでいただけるよう「支援体制」を整えると同時に、社会福祉士および社会福祉士会として単に都道府県圏域にとどまらない全国的なソーシャルアクションにつなげていきたいと考えております。

これらを実現するため、各支部に「住居および就労不安定者支援担当者」を設置していただきますようお願いし申し上げます。

<担当者の役割>

- ・地域の住居・就労不安定者を支援するための支部の取り組みの検討および実施
- ・本委員会との連絡窓口

<「住居および就労不安定者」という用語について>

一般に「ホームレス支援」という用語は、路上生活を送っている方々の支援のみを指すと思われることが多いのですが、実際にはホームレス支援には、住まいを得たのち、および職を得たのちのアフターフォローも非常に重要です。また、支援にはホームレスにならないように「予防的支援」も重要です。「ホームレス支援＝路上生活を送っている方の支援」という誤解を避けるために、本委員会では「住居および就労不安定者」という用語を使用し、各都道府県支部に担当者の設置をお願いしています。

以上